

公募型企画提案方式による事業者選定手続の開始について

山梨県市町村共同利用電子入札システム構築・運用業務委託について、次のとおり企画提案の提出を招請する。

令和8年4月22日

山梨県市町村総合事務組合
組合長 鈴木 幹 夫



1 企画提案の概要

(1) 名称

山梨県市町村共同利用電子入札システム構築・運用業務委託

(2) 委託内容

山梨県市町村共同利用電子入札システム企画提案実施要領のとおり。

(3) 委託期間

・システム導入業務

契約締結の日から令和9年3月31日まで

・システム運用業務

令和9年4月1日から令和14年9月30日まで

※仮稼働期間は、令和9年9月30日まで

(4) 予算上限額

・システム構築費

71,346千円（消費税込み）

・システム運用費

171,459千円（消費税込み）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2 企画提案への参加資格

(1) 応募企業の資格要件

山梨県市町村総合事務組合入札参加資格者名簿（物品製造・役務提供等）において、登録業種の「システム開発・保守」に登録している者で、次に掲げる要件をいずれも満たしている者。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 山梨県市町村総合事務組合物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成 29 年組合告示第 3 号）の規定に基づく指名停止の措置期間が含まれていない者であること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団若しくは暴力団員若しくはこれに準ずる者が経営する企業又は実質的に経営を支配する企業でないこと。
- ⑥ 国税、都道府県税及び市町村税を完納している者であること。
- ⑦ 地方公共団体が利用する電子入札システムの構築運用業務を受託した実績を有する者であること。
- ⑧ 次の認証等をすべて受けていること。
 - ・ I S O 9 0 0 1 認証
 - ・ I S O 2 7 0 0 1 認証
 - ・ プライバシーマーク付与

3 実施要領等

(1) 実施要領等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 400-8587 山梨県甲府市蓬沢一丁目 15 番 35 号 山梨県自治会館 2 階
山梨県市町村総合事務組合 業務課
電話 055-235-3061 FAX055-222-3846

(2) 実施要領等の交付方法

この公告の日から令和 8 年 5 月 1 8 日（月）午後 5 時までの山梨県市町村総合事務組合の休日を定める条例（平成元年組合条例第 4 号）に定める組合の休日（以下「組合の休日」という。）を除く毎日、午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで（1）の交付場所において交付する。

(3) 事前連絡

実施要領等の交付を希望する者は、事前に（1）の場所へ連絡すること。
なお、交付場所での交付を受け取ることが困難な場合は、電子メールでの交付を行うため、別途申し出ること。

4 参加表明書、資格審査申請書等の提出方法

この公告の日から令和 8 年 5 月 1 8 日（月）午後 5 時までに 3（1）の場所に持参又は郵送（必着）すること。ただし、持参の場合は、組合の休日を除く毎日、午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

5 企画提案書、提案価格書の提出方法

この公告の日から令和 8 年 6 月 1 7 日（水）午後 5 時までに 3（1）の場所に持参又は郵送（必着）すること。ただし、持参の場合は、組合の休日を除く毎日、午前 9 時から正

午及び午後1時から午後5時までとする。

6 審査方法

優先交渉権者の決定にあたっては、「山梨県市町村共同利用電子入札システム構築・運用業務委託企画提案審査委員会」を開催し、提案された企画提案書等の内容について評価基準に基づいて評価を行う。

本プロポーザルの各審査委員において、各評価による総合点に基づき提案者の順位を定め、第1位を得た数が多い提案者を上位提案者に決定し、山梨県電子化業務運営協議会において上位提案者を優先交渉権者に決定する。順位決定を行う際、同順位の提案者が複数ある場合は、同順位のうち、提案者順位第2位を最も多く得た提案者を上位として扱う。さらに同数の場合は、各委員の審査点の合計点が最も多い提案者を上位として扱う。

7 その他

- (1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
免除する。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) その他
詳細は、実施要領等による。